

社員旅行等を福利厚生の一環として実施する場合の積立金の管理は、例えば、「○○親睦会」などの預金口座で代表幹事が管理し、会社の口座とは別に管理する必要があります。

質問に答えます

従業員から旅行等の積立金を控除する場合は、労働者の個別の同意を得る必要があります。労働基準法第24条に基づく賃金扣除協定がなければなりません。

「法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる」との定めがあり、賃金控除協定があれば、法令に定めるもの以

るため労基法第18条（強制貯金）に抵触すると考えられます。

旅行費用等の積立てをすることは、労基法第18条第1項に、「使用者は、労働契約に附隨して貯蓄

の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない」との定めがあり、本条に抵触すると考えられます。

旅行等の積立金は、社員による任意団体である親睦会が各従業員から積立金を徴収する事務の手数を軽減する目的で、会社が従業員の賃金から積立

金を控除し、会社の口座とは明確に区別された親睦会の口座に入金し親睦会により管理されるもので、社内預金としての性

質を有するものではないものと思われます。

社内預金に該当するとときは、積立金はあくまで預金者である従業員のものなので、従業員から請求があれば、遅滞なく返還しなければならず、従業員が退職の場合には、積立金返還の請求があれば、労基法第23条（金品の返還）に基づき、7日以内に返還しなければならないことになります。

また、先ほどの説明のとおり、旅行等の積立金を会社が管理（預り金等の勘定科目で管理）しているのであれば、労基法第18条に抵触すると考えられますので、早急なる対応が求められます。

「社員旅行等の積立金」について

内預金の一種としてどちらに付けて控除しても罰せられません。

しかし、賃金控除協定があれば、控除を希望しない従業員から控除してもよいということにはならず、本人の個別の同意が必要になります。

従業員からの預かり金を会社名義の口座で管理（預り金等の勘定科目で管理）することは、そのお金が会社の運営のために流用されるおそれがあ

るため労基法第18条（強制貯金）に抵触すると考えられます。

通常、多くの会社で実施される「社員旅行等の積立金」制度は、社員による任意団体である親睦会が各従業員から積立金を徴収する事務の手数を軽減する目的で、会社が従業員の賃金から積立金を控除し、会社の口座とは明確に区別された親睦会の口座に入金し親睦会により管理されるもので、社内預金としての性質を有するものではないものと思われます。

会員事業場専用無料相談ダイヤル
「企業の労働110番」

電話 <052> 961-7110

企業の労働なんでも110番

FAX <052> 961-9635
メールアドレス

roumu@meihokurooki.or.jp

労基法第24条第1項に、